主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人山崎清の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、その実質は、事実誤認、 単なる法令違反の主張にすぎなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不 当の主張であり、いずれも適法な上告理由にあたらない。

被告人の上告趣意のうち、捜査官から供述を強要されたとか、白紙の供述調書用 紙に署名押印をさせられたなどという点については、これを認めるに足りる証跡は なく、その余は、事実誤認の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。 よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条に より、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年九月六日

最高裁判所第二小法廷

夫		_	本	栗	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官